

2020年5月13日

越谷市教育委員会
教育長 吉田 茂 様

越谷市教職員組合
執行委員長 川上 誠

学校再開に向け、円滑な教育活動を行うための要望書

新型コロナウイルスの感染拡大は、日を追うごとに深刻さを増しています。市民と子どもたち・保護者、教職員の健康と安全を守るために日々、ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、2月末の安倍首相による突然の一斉休校要請から越谷市内の小中学校は2ヶ月以上にわたる休校となっています。各学校では5/7（木）からの学校再開に向けて準備を進めてきましたが、4/30（木）に越谷市では、国や県の方針に基づき5/31（日）まで臨時休校を延長することを決めました。また、国も5/4（木）に「緊急事態宣言」を5月末まで延長することを正式に決定しました。一方、文部科学省は、「現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。この感染症については持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。」（「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」～R2. 5. 1懇談会提言～）と述べています。今後、市教委としても子どもたちへの感染リスクに最大限配慮しつつ、授業再開のあり方を考えていくことが急務となっています。授業時数を機械的に確保するために夏休みの更なる短縮や土曜授業などを行うことで子どもたちに過度な負担を強いるのではなく、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる学校づくりが求められます。子どもたちの学ぶ権利を保障するために、授業の遅れをどう取り戻すのかなどの課題も含め、各学校でよく話し合い、教育課程を編成することが求められています。日常の教育活動を取り戻すことは容易なことではありませんが、子どもたちと保護者、教職員のために安心と安全、希望と信頼のもとで学校を再開していくことは重要なことです。

以上のことを踏まえ、下記について要望します。誠意ある回答をお願いいたします。

記

- 1 休校及び学校再開の判断については、越谷市内の地域・学校の実態や感染状況を踏まえ、科学的根拠を示し、関係者が納得して対応できるように努めること。
 - ①各学校での対応について、すべての子どもと保護者に周知できるように関係者と十分な連絡・調整を行うこと。
 - ②緊急な対応が求められる場合にあっても、必要な連絡体制（メールやホームページ等）を確立する等、丁寧な対応を行うこと。
- 2 学校再開の際は、在校時や登下校時における「3つの密」を防ぐために必要な条件整備を行うこと。
 - ①「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、緊急に必要な支援員を配置する等、教室内での少人数指導が可能となるような条件整備を行うこと。

- ②すべての子どもたちと教職員が十分に使用可能な消毒液、液体石けん、非接触型の体温測定機器、ペーパータオル等を確保すること。
 - ③必要とするすべての子どもたちと教職員に使い捨てマスク等を提供できるようにすること。
 - ④感染の疑われる子どもたちに対する対応について、待機する場所の確保やゾーニング等、すべての教職員の統一した行動となる「対応マニュアル」を作成すること。
- 3 教育課程の編成で休校によって授業ができなかった内容の指導について、学校再開後、機械的に授業時数の確保を求めるのではなく、各学校の実態を踏まえた方法を尊重すること。
- ①子どもたちの安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障し、免疫力を高め、子どもたちの負担が過重とならないことを最優先すべきであることを明らかにすること。
 - ②子どもたちの学習負担を軽減するために、学習内容を精選・削減する等の有効な対策を講じること。
 - ③家庭学習等の方法や評価について押しつけるのではなく、各学校が実態に応じて工夫できるよう支援すること。
- 4 就学援助の申請や認定について申請期限を延長する等、柔軟に対応すること。また、特別認定制度を周知・活用し、今年度収入が激減した家庭についても4月1日に遡って認定する等、手立てを講じること。
- 5 保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制を確立すること。
- ①心のケア等を含め、子どもたちや保護者が相談できるよう、相談室の体制を確立すること。そのために必要なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。
 - ②支援員を含むすべての教職員が感染症対策に必要な知識を得て、子どもたちの指導・相談にあたることができるよう対策を講じること。
 - ③生活が困難な子どもや虐待の恐れのある子どもたちについて、家庭や学校・児童相談所等の関係機関との連絡体制を確立すること。
- 6 今年度の定期健康診断実施にあたり、現場に混乱をきたさないように具体的対応を示すこと。X線・心電図等の検査機関が行う健康診断も含め、健診時期の延期等、混乱のない円滑な実施となるよう検査・診療機関と協議のうえ、方向性を示すこと。